議案第75号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査等の事務に係る手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例(平成12年福岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号) 関係の手数料 別表第5

別表第4 5の項中「昭和42年法律第149号。」を削り、同表の次に次の1表を加える。 別表第5

事務	名 称	金	額
1 液化石油ガスの保 安の確保及び取引の 適正化に関する法律 (以下この表におい て「法」という。) 第3条第1項の規定 に基づく液化石油ガ ス販売事業の登録の 申請に対する審査	液化石油ガス販売事業 登録申請手 数料		31,000円

1 通につき630F	3条の2第3 定に基づく液 ガス販売事業 者登録簿謄 簿の謄本の交 料
1回につき460F	3条の2第3 液化石油ガ 定に基づく液 ス販売事業 ガス販売事業 者登録簿閲 簿を閲覧に供 覧手数料 務
34,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を じて得た額との合計額	29条第1項の 保安機関認 基づく保安機 定申請手数 定の申請に対 料 査
14,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を じて得た額との合計額	32条第1項の 保安機関認 基づく保安機 定更新申請 定の更新の申 手数料 する審査
20,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を じて得た額との合計額	33条第1項の 一般消費者 基づく保安機 等の数の増 安業務に係る 加の認可申 費者等の数の 請手数料 認可の申請に 審査
次に掲げる当該申請を行う者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数の区分に応じ、初かれ次に定める金額 (1) 1,000戸未満 55,000戸(2) 1,000戸以上10,000戸未満 80,000戸(3) 10,000戸以上 98,000戸	35条の6第1 保安確保機 定に基づく保 器の設置及 機器の設置及 び管理の方 の方法の認定 法の認定申 に対する審査 請手数料
21,000円に申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数 を乗じて得た金額	36条第1項の 貯蔵施設等 基づく貯蔵施 設置許可申 特定供給設備 請手数料 の許可の申請 る審査
15,000円に申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数 を乗じて得た金額	37条の2第1 貯蔵施設等 定に基づく貯 変更許可申

蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	請手数料	
10 法第37条の3第1 項の規定に基づく貯 蔵施設又は特定供給 設備の設置の許可に 係る完成検査	貯蔵施設等 設置完成検 査手数料	31,000円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備(圧ガス保安法第20条第1項本文若しくは第3項本文 規定による完成検査を受け、同法第8条第1号の技 上の基準に適合していると認められたもの又は同法 20条第1項ただし書若しくは第3項第1号若しくは 2号の規定による届出に係るもの(以下「完成検査 格施設」という。)を除く。)の数を乗じて得た額 5,800円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備(成検査合格施設に限る。)の数を乗じて得た額との 計額
11 法第37条の3第1 項の規定に基づく貯 蔵施設の位置、構造 若しくは設備の変更 又は特定供給設備の 位置、構造、設備若 しくは装置の変更の 許可に係る完成検査	貯蔵施設等 変更完成検 査手数料	24,000円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備(成検査合格施設を除く。)の数を乗じて得た額5,800円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備(成検査合格施設に限る。)の数を乗じて得た額との計額
12 法第37条の4第1 項の規定に基づく充 てん設備による液化 石油ガスの充てんの 許可の申請に対する 審査		28,000円に申請に係る充てん設備の数を乗じて得た額
13 法第37条の4第3 項において準用する 法第37条の2第1項 の規定に基づく充て ん設備の所在地、構 造、設備又は装置の 変更の許可の申請に 対する審査	充てん設備 変更許可申 請手数料	17,000円に申請に係る充てん設備の数を乗じて得た額

14 法第37条の4第4 項において準用する 法第37条の3第1項 の規定に基づく充て ん設備の設置の許可 に係る完成検査	充てん設備 設置完成検 査手数料	36,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
15 法第37条の4第4 項において準用する 法第37条の3第1項 の規定に基づく充て ん設備の位置、構造、 設備又は装置の変更 の許可に係る完成検 査	充てん設備 変更完成検 査手数料	27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
16 法第37条の6第1 項の規定に基づく充 てん設備の保安検査	充てん設備 保安検査手 数料	27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。